

資料 平成18年度第1回国際計量研究連絡協議会(1)

2006年9月27日、泉ガーデンタワー

資料4-1 計量制度の見直しの概要

「官民の力を結集して安全・安心、経済成長に貢献する計量制度へ」

(おこわり：資料1) 品安全確認等向けの需要が増えている。しかし、計量標準が足りないため、計量トレーサビリティがとれる計量単位の種類が必要に比べて極めて足りない。

1. 計量トレーサビリティの拡充

(1)問題の所在

①計量トレーサビリティ制度(平成4年創設)が定着し、産業(モノ作り)、環境計測、医療診断、食糧計測、民間企業が足り

資料4-2 計量制度検討小委員会報告書(案)

(抜粋)

(編集部注：本資料は5月にまとめられた報告書案の抜粋です。ここでは報告書案本体の掲載は割愛し、巻末に追加された「おわりに」と、その後追加された「追加参考」を掲載します)

度に係る国と地方公共団体の役割分担を明確にする。また、地方分権推進の観点から、地方公共団体の自主的な責任の下で行う「自治事務」となり、6年余りが経過した「地方分権の推進」は今でも変わるのではない政府の方針であり、計量法においても地方公共団体が地域の実情に合わせ自ら自主性を高めた計量行政を推進していくべきと考え

は人件費を今後5年間で5%以上の純減とすることを目標とする。また、「行政改革の重要方針(平成17年12月9日閣議決定)」では、民間参加に向けた環境整備等を含め、事務事業の削減を強力に進める方針が示されている。

4. なお、今回の検討においては、正確な計量器を使用していることの確保が重要である。また、平成18年5月23日(火)から6月23日(金)までの間、パブリックコメントを行った。また、平成18年11月にかけて、地方公共団体内の事業所数とそのうちの年間のサーベイランスの実施の件数や、11月の計量強調月間に地方公共団体が特定計量器について

現在、国のみが行うことになっている「JCSS事業者の登録事業」について、民間も行う制度に変更すべきか等

1. 以上のような制度の導入等は、社会ニーズや変化に対する新しい計量制度として早急に求められるものである。また同時に、その確実な運営の重要性にかんがみ、具体的な展開に向けて随時有識者などの協力を得るとともに、関係事業者が着実な準備を整えられるよう留意すべきである。

2. なお、検討の中で地方公共団体から、計量制度に係る国と地方公共団体の役割分担を明確にする。また、地方分権推進の観点から、地方公共団体の自主的な責任の下で行う「自治事務」となり、6年余りが経過した「地方分権の推進」は今でも変わるのではない政府の方針であり、計量法においても地方公共団体が地域の実情に合わせ自ら自主性を高めた計量行政を推進していくべきと考え

国においても、平成18年3月10日、「簡素で効率的な行政改革の実現するための法律案」が閣議決定の

3. また、事後規制の充実のために、地方公共団体の計量教育の必要性を十分認識し、計量教育制度の効果的かつ積極的な活用を図ることが期待される。

計量法全体について、

2. なお、検討の中で地方公共団体から、計量制度に係る国と地方公共団体の役割分担を明確にする。また、地方分権推進の観点から、地方公共団体の自主的な責任の下で行う「自治事務」となり、6年余りが経過した「地方分権の推進」は今でも変わるのではない政府の方針であり、計量法においても地方公共団体が地域の実情に合わせ自ら自主性を高めた計量行政を推進していくべきと考え

国においても、平成18年3月10日、「簡素で効率的な行政改革の実現するための法律案」が閣議決定の

3. また、事後規制の充実のために、地方公共団体の計量教育の必要性を十分認識し、計量教育制度の効果的かつ積極的な活用を図ることが期待される。

計量法全体について、

計量法全体について、

2. なお、検討の中で地方公共団体から、計量制度に係る国と地方公共団体の役割分担を明確にする。また、地方分権推進の観点から、地方公共団体の自主的な責任の下で行う「自治事務」となり、6年余りが経過した「地方分権の推進」は今でも変わるのではない政府の方針であり、計量法においても地方公共団体が地域の実情に合わせ自ら自主性を高めた計量行政を推進していくべきと考え

国においても、平成18年3月10日、「簡素で効率的な行政改革の実現するための法律案」が閣議決定の

3. また、事後規制の充実のために、地方公共団体の計量教育の必要性を十分認識し、計量教育制度の効果的かつ積極的な活用を図ることが期待される。

計量法全体について、

計量法全体について、

2. なお、検討の中で地方公共団体から、計量制度に係る国と地方公共団体の役割分担を明確にする。また、地方分権推進の観点から、地方公共団体の自主的な責任の下で行う「自治事務」となり、6年余りが経過した「地方分権の推進」は今でも変わるのではない政府の方針であり、計量法においても地方公共団体が地域の実情に合わせ自ら自主性を高めた計量行政を推進していくべきと考え

国においても、平成18年3月10日、「簡素で効率的な行政改革の実現するための法律案」が閣議決定の

3. また、事後規制の充実のために、地方公共団体の計量教育の必要性を十分認識し、計量教育制度の効果的かつ積極的な活用を図ることが期待される。

計量法全体について、

計量法全体について、



①計量証明事業者は、法制度で認められた計量の専門機関として、企業や自治体から信頼されて計測を依頼されている。しかし、昨年、ダイオキシンの濃度の計量証明を行う特定計量証明事業者が計量証明書を偽造した事案が明らかになった。初の行政処分(認定取消)を行ったものの、現行の計量法に本事案に係る罰則はない。

②計量法に基づく制度に、可能な限りISO/IECの管理基準を導入する。

③前回の規制の見直しは平成4年であり、10年以上経過して、課題が出てきている。

④特殊容器制度(「正」標準を付す一升瓶等)を、指定製造者のみが製造して良いとする制度を廃止し、商品目規制(政令で定める密封した商品は、一定の誤差内の重さでなければならない)に係らしめる。

JCSS 0094 液柱型圧力計 重錘型圧力計 各種圧力計のJCSS校正ができます。 デジタル気圧計

1 2 3 4 5 6 7 8 9